

総務くらし建設委員会会議録

開会日	令和7年11月28日（金）午前9時30分
閉会日	令和7年11月28日（金）午前11時45分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 伊藤真規子 委 員 大島令子 木村さゆり 田崎あきひさ 富田えいじ なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	副委員長 にしだ亮太
欠 員	な し
会議事件 のため出席した者の 職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嵯峨 剛 行政課長 山田美代子 庶務係長 佐藤雄亮 建設部長 横地賢一 次長 矢野克明 都市計画課長 安井寛樹 都市計画係長 原田 晋 建築係長 日置桂敬 くらし文化部長 磯村和慶 次長 高木昭信 地域共生推進課長 熊谷美恵 地域共生係長 神谷将行 計 14 人
職務のため 出席した者の 職氏名	議長 山田かずひこ 議会事務局長 門前 健 専門員 今津正文
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 63 号 長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

行政課長 議案第 63 号について説明

大島委員 ポスターとビラの作成について、過去 2 回の選挙において公費で支払った費用はどのくらいか。

行政課長 令和 5 年に行った市議会議員選挙と市長選挙についてお答えする。
市議会議員選挙については、立候補者 24 人のうち、ポスター作成費用は 22 人から請求があり 279 万 1,356 円、ビラ作成費用は 19 人から請求があり 54 万 2,730 円であった。

市長選挙については、立候補者は 3 人で、ポスター・ビラの両方の作成費用について、3 人とも請求があった。金額は、ポスターが 37 万 952 円、ビラが 34 万 9,280 円である。

わたなべ委員 今回の条例改正でポスターやビラの作成単価を値上げするのは、物価上昇の影響か。

行政課長 令和 7 年 4 月の公職選挙法施行令の一部改正において、最近の物価の変動や消費税増税を踏まえ、公営に要する経費にかかる限度額の引き上げが行われたことによる条例改正である。

わたなべ委員 ポスターやビラの大きさが変わるなど、作成する事業者への影響はあるか。

行政課長 今回の改正では、その変更はない。

大島委員 市長選挙と市議会議員選挙は、市の一般財源から予算を計上することになるが、定数に対して何人くらいの立候補者を想定して予算を立てるのか。

行政課長 令和 5 年については、市議会議員選挙は 30 人、市長選挙は 6 人の立候補を見込んで予算計上した。次回の選挙でも、同程度の人数を見込んで予算計上を考えている。

なかじま委員 令和 5 年の選挙で、公費負担額の上限まで請求のあった立候補者はどのくらいいたか。

行政課長 市議会議員選挙については、ポスターはほぼ上限額の範囲内であり、ビラは 6 人が上限額を超えていた。

なかじま委員 上限額を超えた場合は、上限額までが市から支払われることになるが、

行政課長 上限額と同額の請求という立候補者はいたか。
いた。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、可決

陳情第3号 地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興 に対する施策の拡充に係る陳情

委員長 愛知県商工会連合会及び長久手市商工会から、地元自治体との連携による商工会支援体制の強化と地域商工業振興に対する施策の拡充に係る陳情書が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

わたなべ委員 物価高騰が続く中、地域の商工業者の方々には市の発展に寄与していただきたい。ぜひ、善処方を求めたいと思う。

委員長 当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

<異議なし>

委員長 陳情第3号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。

<午前9時44分休憩>

<午前9時50分再開>

所管事務調査

1 中高層建築物に関する現状の手続きと今後

都市計画課長 中高層建築物の対象となるのは、「長久手市美しいまちづくり条例」、「景観法に基づく届出」において、高さが10メートルを超える建築物であり、新築、増築、改築または移転をする場合に所定の手続きが必要となる。資料1ページの左側の表は、長久手市美しいまちづくり条例、都市計画法、建築基準法、地区計画、景観法それぞれに基づいた主な手続きについて、時間の流れに沿って表したものになる。なお、都市計画法では建築の計画規模や区域により手続きが不要になる場合があり、また地区計画上の手続きは、地区計画に指定している区域内で建築をする場合のみ必要になる。

中高層建築物を建築しようとする事業者は、まず最初に美しいまちづ

くり条例上の手続き「事前周知」を行う。建築計画の内容を周辺住民に周知するため、事業地に建築計画の概要などを記載した看板を設置したり、地元自治会の代表等へ計画内容の説明を行う。また、建築によって日影や電波障害等の影響を受けると思われる近隣の関係者に説明をしたり、自治会等の求めに応じて説明会を開いたりする。

次に「事前協議」は、建築する敷地の面積が5,000平米以上の場合に、本市の土地利用の観点から市と事業者で協議を行うものである。

次の「開発協議」以降は全ての中高層建築物が対象となる手続きであり、事業者の建築計画が、本市の美しいまちづくり条例等の基準に則った計画とされているかを確認する。必要に応じて、事業者へ意見等を通知し、回答を求め、協議を行う。

協議が整うと、本市と事業者間で協定を締結し、その後、都市計画法上の「許可申請」、建築基準法上の「確認申請」、地区計画区域内の話であれば「計画届」の提出に進む。また、景観法に基づく届出は協定書を添付して提出することになるが、その前段階の事前協議については、まちづくり条例上の手続きにかかわらず事業者の意向により任意で行える。地区計画や景観法に基づく届出は、工事に着手する30日前までに提出する必要がある。

工事の完了後は、美しいまちづくり条例、都市計画法、建築基準法に基づいて検査を受ける。

次に資料1ページの右側の表について、建築物の高さ制限を定める手法は複数あるが、今回は主なものとして「高度地区」「地区計画」「建築協定」について説明する。

まず「高度地区」については、都市計画決定により、建築物の高さの最高限度・最低限度を定めることで規制されるもので、建築基準法上の建築確認において、規制が守られているかをチェックされる法的拘束力が強い規制である。都市計画決定の法定手続きとして、市民は、説明会や案の縦覧時に意見を出す機会がある。

「地区計画」については、都市計画決定により建築物の最高限度・最低限度を定め、その上で条例でも制限を定める形である。「高度地区」と同様、法的拘束力が強く、建築基準法上の建築確認において、規制が守られているかをチェックされる。市民の関わりとしても都市計画決定にあたり、法的な手続きとして、説明会や案の縦覧時に意見を出す機会があるほか、地区計画の指定の検討を市民から発案することが考えられる。

「建築協定」については、建築協定を定めることができる条例を制定することにより、地域住民が主体となって策定する計画において、建築物の高さや階数等の制限を設けるものである。建築協定は同意者同士の私的契約の形であり、法的拘束力としては弱い。

制限できる内容は、「高度地区」は建築物の高さのみで、「地区計画」は高さ以外にも用途や容積率、建ぺい率、敷地面積の最低限度、壁面の

位置の制限なども定めることができる。また「建築協定」は、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備について制限できる。ただし、制限の範囲は協定に参加する土地に限られる。

「高度地区」「地区計画」「建築協定」以外に建築物の高さ制限を定める手法として、「用途地域」「風致地区」「景観地区」「景観計画」などで定める方法がある。

県内の状況は、「高度地区」は県内 54 市町村のうち 11 の市町で指定しており、名古屋市、尾張旭市、岡崎市は市域の広範囲にわたり「高度地区」を指定している。「地区計画」は県内 54 市町村のうち 47 の市町で指定している。本市でも 10 地区で指定しており、そのうち 8 地区で高さ制限を設けている。「建築協定」については県内 54 市町村のうち 39 の市町で条例を制定しており、そのうち 14 の市町で実際に建築協定が認定されている。

高さ制限を検討する上では、すでに様々な土地利用がされていることから、本市の将来のまちづくりにおいてふさわしいものになるかどうかを慎重に判断する必要がある。現段階で想定される課題や影響として、次の 5 点が挙げられる。1 点目は、将来のまちづくりにおいて、高さ制限の規制が良好な住環境の形成につながるのか、また建築紛争などが減少するのかが見通せないことである。2 点目は、市内には既に高度利用が進んでいる地区があり、今後、同様に高度利用を考えている土地の所有者もいる可能性があることである。そのため、多くの市民の意見を聞いて丁寧に合意形成を図る必要がある。3 点目は、新築だけでなく、既存建物の建て替えの際も、制限を超える高さの建築物は建てられなくなることである。4 点目は、高さ制限を設けることによって、地価にどのような影響が及ぶのかが見通せないことである。5 点目は、高さ制限を設けることになった場合、その前に駆け込みのような形での建築なども想定されることである。

なかじま委員 美しいまちづくり条例上の手続き「事前周知」については、周辺住民や自治会長などに説明をすることだが、現在問題が起こっている市内の地域では、説明が不十分なのではないかと思う。事業地に看板は立っているが、紙ベースの資料は限られた家に配布されているだけである。市としてルールはあるのか。

都市計画課長 繰り返しになるが、自治会の代表や生活上の影響を受けるとされる近隣住民へ説明をしたり、自治会からの求めに応じて説明会を開催することである。説明に回る範囲については事案によって変わってくるため、多くの場合、事業者が自治会長や組長に相談して判断している。

なかじま委員 「事前周知」というのは、事業者側が「このような建築物を建てる」ということを説明する一方通行のものなのか。住民側から要望がある場合は、内容に譲り合いの余地があるものなのか。市としてはどのように考えているか。

都市計画課長 一方通行ではなく、建築について周辺住民にご理解いただくことが必要だと考えている。住民の要望を全て実現できるかは状況によると思うが、「受け付けない」というスタンスではあってはならないと考える。

大島委員 自治会の代表に説明をすとか、自治会の求めに応じて説明会を開催するということだが、自治会に入っていない住民も多い。年ごとに自治会長が代わる地域もあり、たまたまその時の自治会長があまり関心を持たなかった場合、住民に説明もなく過ぎていってしまう可能性がある。「事前周知」の範囲について見直してはどうか。

都市計画課長 美しいまちづくり条例施行規則第4条に「地元自治会の代表者等に建築計画等の内容等を説明すること。」と規定されており、今後も引き続き、自治会を市民の活動組織の一つの単位としていく必要はあると考えるが、大島委員のご発言のような課題もあることを踏まえて検討したいと思う。なお、「事前周知」の範囲については事業者の判断によるが、周知不足と考えられるような場合は、市から事業者に助言などを行っており、市が全く把握していないということではない。今後も丁寧に進めたい。

大島委員 建築計画の概要などを記載した看板の設置の仕方についても、地面に近く低い位置に設置されていて見にくいことがある。人が歩くときの一般的な目線の高さの範囲で建てるよう、事業者への指示が必要だと思う。看板のサイズの規定はあるか。

都市計画課長 サイズの規定はない。設置する場所については「当該敷地の道路から見やすい場所」という規定しかないなので、具体的にどのような形で設置するのが見やすいのか、改めて確認する必要があると思う。

建築係長 美しいまちづくり条例施行規則第4条には、「当該中高層建築物によって日影、電波障害、騒音、振動等の影響を受けるとされる関係者に建築計画等の内容等を説明すること。」という規定もある。事業者には、自治会の代表者だけではなく、関係者と紛争が生じないように最善の努力をしてもらうようお願いしている。

看板については、市に写真を提出してもらって確認をしている。

田崎委員 今年の6月定例会の一般質問で、将来の高層マンション建設計画に関して、何らかの規制強化や条例改正を検討する考えはあるかとの質問に対し、市長は、現状において本市が将来に向けて規制強化や条例改正を行う考えはないと答弁している。

いろいろと要望が続いている中、現場の担当としては難しいところだと思うが、市長の「規制強化や条例改正の考えはない」という答弁との折り合いをどのようにつけていくのか。

都市計画課長 市長の答弁は、「未来永劫、ずっと検討しない」ということではなく、「現状においては、考えはない」ということである。いろいろな要望や社会情勢の変化などを踏まえ、高さを制限することがふさわしいのかを含めて調査研究し、見極めていきたい。市長の答弁の趣旨は、現状にお

いては考えていないが、当然変化することもあるという意味合いで理解
いただきたい。

田崎委員 6月定例会からのこの短期間で、動きが変わってきたという理解でよ
いか。他の政策もそれくらいのスピード感を持って動いてもらえるとあ
りありがたいが、逆に、何か変更があるならきちんと説明が必要だと思
うがどうか。

都市計画課長 検討するにあたっては費用等が発生する部分もある。3年とか5年と
か、まだ見通しは立たないがある一定の時間をかけて検討していきたい。
来年すぐに規制を設けるということではない。

田崎委員 市長の考え自体が、6月定例会から変わってきたという理解でよいか。

都市計画課長 9月定例会では、高さ制限を設ける手法には先ほど説明した「高度地
区」や「地区計画」、「建築協定」があり、高さ制限を設けるかどうか検
討していきたいと答弁しており、その点では変わったと言えると思う。

大島委員 建築基準法や都市計画法といった法律と違い、美しいまちづくり条例
は市独自の規定である。条例の下には施行規則があるが、今回市民から
相談を受けて規定を確認し、知らないうちに内容が変わっていることが
分かった。施行規則などでも、大きな改正があったときは議会に周知し
てほしい。

1戸建ての家を建てようとするとき、隣家の壁との距離などは、隣人
と直接相談することができる。しかしマンションの場合、そこに住むの
は建てた事業者ではなく、戸数分の住人である。マンションの影響を受
ける周辺の住人が相手にすることになる住人の数は、マンションの戸数
に左右され、戸数はマンションの高さで決まる。数が多くなるほど立場
が強くなる。そういうことも考慮してまちづくりを考えてほしいがどう
か。

建設部長 戸数が増えることによる立場の強弱と、高さ制限を設けるかどうかは
別物と考える。

都市計画法上の開発許可や建築基準法上の建築確認などは、中高層建
築物を建てるに当たって、建物の強度や耐震性などの構造基準を満たし
ているかを確認するものである。

当然、マンションが建った場合の新たな住人の方々と、周辺に以前か
らお住まいの方々とが良好な関係でいられるようなまちづくりである
べきだとは思っているので、高さ制限を設けるかどうかの検討の際には、そ
ちらの手法も合わせて考えたい。

なかじま委員 「建築協定」は私的契約であり、住人が同意すれば「この地区はこの
高さまで」というようなルールを決めることができるということだと思
うが、1人でも反対する人がいたら成立しないのか。

都市計画課長 反対者がいるとその地区全体の計画がなくなるということではない。
例えば反対者が1人いるとしたら、その方の土地を除いた形で協定が締
結されることもある。

なかじま委員 関係するエリア全体を協定の範囲にしたいくても、例えば自分の隣の土地の人が反対したら、その土地は協定には含めることができないということか。

都市計画課長 そのとおりである。

なかじま委員 エリア全体で協定を締結するために、市に助言を求めたり相談できる体制はあるか。

都市計画課長 現状、本市には建築協定を定めることができる条例自体がないので、相談体制もない。建築協定を導入するということになれば、市として相談体制を検討する必要もあると思う。ただそれでも、最終的に合意形成を図れず、エリア全体のきれいな形ではなくいびつな形の協定になったというケースは他の自治体でも起きていると聞いているので、ご承知おきいただきたい。

なかじま委員 「地区計画」についても、住民の発意で都市計画を変更できる可能性があるとの説明だったが、最短でどのくらいの期間がかかるものか。

都市計画課長 現状、市内で地区計画が定められているのは10地区である。それ以外の地区で新たに地区計画を定めるには、住民の合意形成をして案を固めるのに、恐らく1年から2年はかかると思う。その後、都市計画の手続きで1年程度かかるので、全部で最低3年くらいは必要であると考ええる。

なかじま委員 すでにある地区計画の変更にはどのくらいの期間がかかるか。

都市計画課長 変更の場合も地域での話し合いや合意形成が必要であり、新規の場合とかかる期間はそれほど変わらないと思う。

委員長 以上で、中高層建築物に関する現状の手続きと今後についての所管事務調査を終了する。

<午前10時44分休憩>

<午前10時55分再開>

2 まちづくり協議会の現状と今後の展開

地域共生推進課長

本市には、設立順に西小学校区、市が洞小学校区、北小学校区の三つのまちづくり協議会が設立されている。各まちづくり協議会の規約については、設立当初に定められたものから、必要に応じて総会にて改正案を示し、承認を得た上で改正されている。

組織の状況としては、西小校区まちづくり協議会の場合は、役員会、常任委員会、運営会議という三つの会議体を設けている。事業の実施等に当たっては、役員会、常任委員会で協議をした後、運営会議に諮って決定し、実施するという流れになっている。

資料の16ページから26ページまでは、各まちづくり協議会の決算資料である。まちづくり協議会の収入は市からの交付金であり、事業の実

施や運営にかかる経費に対し、交付している。なお交付金について、当該年度に使用しなかった分は、決算後に全て市に返還することとしている。支出は、当該年度の総会にて承認を受けた事業計画に基づき、それぞれの分野で実施した事業の予算及び決算の状況と、まちづくり協議会の運営費用として人件費や事務用品費などの項目が記載されている。

資料 27 ページ以降は、各まちづくり協議会の令和 7 年度の予算資料である。令和 7 年度から、事業総点検の取組の一環として、これまでの各まちづくり協議会の交付金の使途等から必要経費を算出した上で、交付金を縮減している。

西小学校区まちづくり協議会は、設立と同時期に自治会連合会が解散したため、校区内の自治会活動の支援をまちづくり協議会が行っている。まちづくり協議会の役員がそれぞれ担当の自治会を持ち、各自治会の組長会議等に出席して自治会の動向や課題等を把握し、協議会の中で共有している。自治会加入促進の支援として、「Welcome 西小学校区」というチラシを自治会とともに作成している。また、「まちの相談員」を 1 名雇用し、住民からの生活相談や自治会役員からの問合せ等に対応したり、各種団体等との連携体制の構築や、事業実施に係るコーディネートを行っている。

市が洞小学校区まちづくり協議会は、校区内の自治会連合会と連携しながら地域のまちづくりを進めている。特に防災の取組に関しては、「地域防災ローカル会議」として自治会連合会や民生委員、大学、シニアクラブ、消防団、行政などの様々な団体を招集し、地域の自主防災力の向上を図っている。また、校区内に愛知淑徳大学があることから、大学生を交えた活動が数多く実施されている。

北小学校区まちづくり協議会は、令和 6 年 9 月に設立されて 1 年が経過したところであり、協議会としての実績は他の二つの協議会と比べるとまだ少ない。現在は、北まち協アプリの開発などにより、まちづくり協議会が行うイベントの周知などを行っている。今後は、自治会連合会や地域内の市民活動団体、学校、企業などとの連携を深めていくことを考えている。

市との協働という点においては、市が実施する市内一斉防災訓練の一環として、まちづくり協議会が主体となって地域企画訓練を実施し、要配慮者の避難所受入れ訓練や炊き出し訓練、防災講演会、フェーズフリー啓発などに取り組んでいる。また、530（ごみゼロ）運動や愛・Nクリーン活動にも、自治会連合会と連携しながら参画している。その他、西小学校区でのコミュニティースクールの立上げに際しては、市、まちづくり協議会、西小学校、市教育委員会で協働し、体制作りを進めている。

富田委員

本市では、自治会とまちづくり協議会の関係性が分かりづらい。例えば日進市では、自治会が中心となり、その下にまちづくり協議会や子ども会などが位置づけられ、自治会から費用を出しているが、本市では、

自治会とまちづくり協議会が「協働」という位置づけになっている。

自治会は加入者・非加入者のある組織で加入者から会費をいただいているのに対し、まちづくり協議会は地域の住民全体を対象とする組織である。以前、まちづくり協議会は「ハブ」とであると聞いていたが、先ほどの説明では、まちづくり協議会自体が主体となって行う活動もあるとのことである。

自治会の加入率は、低い地域もあるとはいえ 40 パーセントから 60 パーセントのところもあると思うが、まちづくり協議会は住民全体を対象とする組織という割に参加者が非常に少ない。この矛盾について、どのように整合性を図っていくのか。今後のまちづくり協議会の進め方について、現時点でどのように考えているのか。

地域共生推進課長

まちづくり協議会の位置づけとしては、今後もハブであってほしいと考えている。どちらの組織が上、下ということではなく、例えば自治会連合会や自治会が活動をするに当たって何らかの課題や問題点があるとき、まちづくり協議会が中心となって様々な機関等につなぐ支援を行っていただきたい。

富田委員

ハブはハブとしての役目を果たすべきであり、まちづくり協議会自体が主体的に何か活動を行うのはおかしいのではないかと。

様々なイベントや防災の取組を、まちづくり協議会主体で実施したり自治会と一緒に実施したりするのであれば、自治会には加入しなくてもよいと考える人が増えていくのではないかと。

地域共生係長

例えば市が洞小学校区の地域防災ローカル会議の事例で説明すると、自治会が行っている防災活動の中で、自治会だけでは解決することが困難な課題について、まちづくり協議会がハブとなって小学校や近隣の大学、企業、民生委員、消防団などに声をかけ、他の団体を交えて話すことで、地域の自主防災力をさらに上げることができている。また、西小学校区で行っている「Welcome 西小学校区」というチラシの配布は自治会の加入促進のための取組であるが、単一の自治会でチラシを作成することはなかなか難しく、まちづくり協議会が支援することで、小学校区内全ての自治会で統一的な自治会加入促進の取組ができている。こういった面が、まちづくり協議会のハブ、コーディネーターの役割だと考えている。

なかじま委員

まちづくり協議会は、長久手市みんなでつくるまち条例第 12 条に基づくまちづくり組織として設置されているものである。同条では、概ね小学校区単位の地域で設置できるとされているが、現状、6 小学校区のうち 3 小学校区しか設置されていない。地域間の格差について、今後どのように考えていくのか。

今回所管事務調査をお願いしたのは、地域の困り事についてまちづくり協議会から請願を提出しようという動きがあり、条例に基づいて設置

された組織としてそのような活動も期待されているのではないかと
思うと、今後どのような方針で進めていくのかを明らかにしたいと考
えたからである。

先ほど、まちづくり協議会の交付金について、これまでの使途等
に応じて不必要な予算を縮減したというような説明があったが、
条例にも定めている組織として、ある程度きちんと予算を確保
すべきではないか。その決定に至る背景はどのようなか。

地域共生推進課長

地域コミュニティに係る施策はまちづくりの根幹であり、それを支
える交付金については、事業総点検を実施する中でもできるだけ維
持しようという考えで進めてきた。ただ、これまではまちづくり協
議会に対する交付金の明確な基準がなかったため、将来にわたって
この交付金を維持するため、まちづくり協議会の現状と実績から
見直して基準を作成したものである。今後まちづくり協議会が増
えた際にも、基準を基に予算要求をする。

なかじま委員 今後のまちづくり協議会設置に向けては、どのよ
うな方針か。

地域共生推進課長

まちづくり協議会を作りたいという意見が出てきている小学校
区もある。地域共生推進課として、設置されることを期待して
おり、支えていきたいと考えている。

なかじま委員 活動拠点となる場所も含め、かなりの費用がか
かる。どの地域でどのような意見があるのか。

地域共生推進課長

現在は、南小学校区でまちづくり協議会を作りたいという意見
があり、規約の内容や活動の形について、地域の住民が集まって
相談しているところである。

なかじま委員 南小学校区は杵ヶ池公園の中に共生ステーション
があるので比較的作りやすいと思うが、他の地域の状況はどうか。

地域共生推進課

現状、長久手小学校区と東小学校区については、まちづくり協
議会をすぐに作りたいという意見はない。今後そのような意見
が出てきた際には、活動拠点となる場所も含めて支援したいと
考えている。

なかじま委員 2年ほど前、広報広聴協議会広聴部会で地域の
方に話を聞いた際、東小学校区の方が「まちづくり協議会
のような組織や、いろいろな催し物を行える場所のある地
域がうらやましい。」と話されていた。まちづくり協議会
と共生ステーションはセットのようなものではないかと思
うが、市はどのように考えているか。

地域共生推進課長

必ずしもセットというわけではないが、活動拠点が必要である
ことは確かなので、今後そのような声があったら検討したい。

なかじま委員 2年ほど前、広報広聴協議会広聴部会で聞いた地域の方の声については、市にも報告している。「今後そのような声があったら」ということは「これまで声が届いていない」ことになるが、どのように報告すれば、市は「声が届いた」と受け取るのか。

地域共生推進課長

実際にご意見があれば、どういった形の組織を、どこに作りたいのかという聞き取りを行った上で検討に入ることになるが、2年前、当時のたつせがある課にいただいた内容も確認しつつ検討していく。

なかじま委員 そもそも、共生ステーションは前市長の思いからスタートしているが、現市長に代わっても方向性は変わることなく、各小学校区で必要という意向があれば、設置に向けて進めるという答弁を受けてきた。どのような声をどのように届けたら、どのようなスケジュールで設置に向けて動いていくのか、まだ共生ステーションのない地域に対して示していただきたい。

まちづくり協議会は、その小学校区に住む全ての方を対象として運営されており、総会の資料なども全戸配布されているが、依然としてまちづくり協議会自体や共生ステーションを知らないという方も多し。市は、まちづくり協議会への参加率のようなものはモニタリングしているか。

地域共生係長 参加率という形の明確な指標は設けていないのが実情であるが、例えば西小学校区では、夏祭りの開催に当たっては実行委員会を立ち上げ、まちづくり協議会も関与しながら行っており、何千人もの参加がある。市の広報でも、まちづくり協議会会長のインタビューを掲載するなど、まちづくり協議会の周知を図っている。今後も周知に努めていきたい。

大島委員 三つのまちづくり協議会のうち、西小学校区の規約のみ、第3条に「市との連携のもと」という文言が入っている。これについて何か意味はあるか。

地域共生推進課長

規約は、各まちづくり協議会で作成して総会で承認されているものであり、市の意向としてその文言を入れるかどうかについては話したことがない。

大島委員 西小学校区まちづくり協議会が、今定例会で市議会にマンション建設に関する請願を提出しようとしていたが、提出しなかった。地域共生推進課から何か話があったようだが「市との連携のもと」という規約に問題があったのか。

地域共生推進課長

今回のことに限らず、まちづくり協議会から何か話があったときは必要に応じて相談を受けているが、市が提出するかしないかを決めることはない。

大島委員 今回はどのような助言をしたのか。

地域共生係長 まちづくり協議会の運営会議で請願の文案が出され、その内容が建物

の高さ制限を設けることを求めるものであったため、住民の賛否が分かれる内容であると感じ、「運営会議だけで提出を決めてしまってもよいのか、住民の総意を確認した方がよいのではないか」という旨の助言をした。

大島委員 市民の請願権については考えなかったのか。

地域共生係長 請願を提出するかしないかの判断は、あくまでまちづくり協議会が決めることであるが、住民の意見の聞き方について検討してはどうかという点で助言した。

大島委員 まちづくり協議会の人々は本当に真剣に運営されており、意見を尊重すべきである。市民は行政の詳細を知っているわけではないので、市職員の言葉は重たいものである。「市との連携のもと」という文言が規約にあることが問題なら、他のまちづくり協議会の規約と合わせるなど、自由に活動をできるようにしないと萎縮してしまうのではないかと思うがどうか。

地域共生推進課長

文言の有無にかかわらず、どのまちづくり協議会から相談があっても、その都度真摯に助言や対応をしている。今回の件については、「運営会議の決定だけでは西小学校区の住民全体の総意が諮れないのではないか、総会等で諮るのがよいのではないか」という助言をしたものである。

大島委員 「その内容では住民に理解が得られない」という言い方をしたなら、とても重たい言葉である。どのような言葉で助言をしたのか。

地域共生推進課長

運営会議に参加できるのは一部の方に限られているので、運営会議の中だけではなく、住民の皆さんの意見をきちんと吸い上げた方がよいのではないかという助言をした。その上で、まちづくり協議会の方から「総会等で諮った方がよいかもしれない」という話があり、判断したのはまちづくり協議会である。

市職員の言葉が重く捉えられる可能性があることは認識しているので、普段から、できる限り強い言葉を使わず、強制的に聞こえないよう配慮をしながら対応している。どのように捉えられるかは相手次第ではあるが、できる限りの配慮はしている。

なかじま委員 そもそも総会とは何か。西小学校区には5,000人弱の住民がいて、その住民が一堂に会せる場所などない。今回の請願は、すでに紛争が起こってしまっているところは難しいとしても、今後市内で同じような問題が起こらないよう、市がよくなるように真摯に考えて、市でルール作りをしてほしいという内容をまとめたものである。

住民の総意をもって選ばれ、責任を持って仕事をされているまちづくり協議会の会長をはじめとする方々に対し、「住民の総意を得た方がよいのではないか」という貶めるような助言は、非常に後ろ向きなものだと思う。何度も重ねてきた会議自体が閉鎖的なものではなく、見に行け

ば公開されているし、議事録も公開されている。今回の市の助言は適切ではなかったと思うがどうか。

地域共生係長 西小校区の住民の方々が、高さ制限を設けることに対してどのように考えているのかは、市として承知していない。高い建物を建てたいという方もいる可能性があると考えている。まちづくり協議会は小学校区の住民全体を対象としているので、請願のような文書を「まちづくり協議会」として提出するに当たって運営会議だけで決定するという事は、組織としての責任をどのように置くのか、運営会議が説明責任を負うのか、総会資料として全戸配布する形で合意形成を図るのか、検討していただきたいという旨を助言として申し上げた。

大島委員 それでは、まちづくり協議会は何をする組織なのか。交付金を使って、夏祭りや運動会などの楽しいイベントをするだけの組織ではないはずである。実際に、校区内で2か所も大きな問題が起きているわけで、地域共生推進課は、都市計画課などの関係課に経過を聞いたり、関係条例などを読んだりした上で、そのような助言をしたのか。

地域共生係長 都市計画課には平池地区のマンションの状況について、ある程度の概要を聞いている。その上での助言である。

なかじま委員 市民がまちづくりについて真剣に話し合えば、提言などが出てきて当然だと思うが、それについて市はどのように取り扱うつもりでいたのか。

地域共生推進課長

基本的には、まちづくり協議会が「このように出したい」と決めたことに対して、市は「出さないでほしい」とか「出した方がよい」などの意見を言うことはない。あくまで、どのように出すかとか、どのような文言がよいかなどに迷う場合や、どこに諮ったらよいか分からないというような相談があったとき、助言をする立場に留まっているのが現状である。

委員長 以上で、まちづくり協議会の現状と今後の展開についての所管事務調査を終了する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 45 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 7 年 11 月 28 日

総務くらし建設委員会委員長 伊藤真規子